

「子どもの意見表明権」の基調講演とシンポ及び詳細な報告集を作成配布

おかやま児童虐待事例研究会

活動の目的

「児童の権利に関する条約」が批准されて30年近くになる。平成28年には、この条約の精神を具現すべく、児童福祉法も第1条に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と原理をうたい、戦後最大とも言える改正をみた。

しかし、子どもの権利侵害の象徴とも言える児童虐待はその後増加しており、この条約の精神が十分に浸透しているとは言い難い。

そこで、この条約の中核とも言える「子どもの意見表明権」について基調講演とシンポジウムを行い、子どもに関わる様々な分野の方々にご参加を呼びかけ、子どもの権利について皆が理解を深め、児童福祉の増進に資することを願った。

活動の内容及び経過

<2020年10月4日(日): きらめきプラザ301会議室>

①基調講演「子どもの意見表明権のこれまで」

講師：御牧信義 倉敷成人病センター小児科 主任部長

②シンポジウム「子どもの意見表明権の現在と未来を考える」

座長：石倉 尚 岡山ひかり法律事務所 弁護士

演者：佐藤靖啓 元岡山市子ども総合相談所 児童福祉司

奥野哲也 岡山ひかり法律事務所 弁護士

西 千秋 岡山県立倉敷まきび支援 学校長

市場恵子 社会心理学講師・カウンセラー

③コロナ禍で参加できなかった方々のために「報告集」を作成し啓発資料として配布

④定例会(奇数月第三水曜日)にても「子どもの意見表明権」の視点を入れて事例を検討(自由参加、参加費無料)

活動の成果・効果

コロナ禍で会場の参加者席を2分の1とし、参加人数は80人であった。

しかし、多彩な講師陣のおかげで参加者の所属をみてもそれぞれの専門分野からだけではなく、一般市民から学生まで幅広く参加して下さる。

参加者からは、「意見表明権」が意外とおろそかにされていることに気づいたので、身近な生活分野で啓発に努力していきたい、等々の感想もたくさん頂けた。

それを受けて、会場参加を見合わせざるを得なかった方々のためにも、講師先生のご好意で講演内容を活字にして頂き、参加者からのご意見も加えた「報告集」を作成し、これらを後援機関をはじめ、福祉・教育・大学等に配布させて頂いた。

さらに、講師先生や参加された執筆者の方々の協力でこ



当日の会場正面風景



参加者の皆様

の「報告集」を児童虐待防止の啓発活動に活用して頂けるなど、市民感覚の高揚に効果があったと思われる。

今後の課題と問題点

「子どもの意見表明権」は「児童の権利に関する条約」ではっきりとうたわれ、「改正児童福祉法」でも理念として真っ先に掲げられてはいるが、具体的な法整備がされているとは言いがたい。

さらに、子どもに直接対応する教育や福祉の専門的分野ですら、まだまだその視点が乏しく、今やっと始まりこれから浸透させていく段階であるといえる。

児童相談所が率先して足元をしっかりとさせていくことも必要であろう。

また保護者にはその感覚が十分であるとは言えず、これからどのように育てていったらいいのか、日本国全体の課題であり問題でもあるだろう。

- 代表者：松尾翼 ●所在地：倉敷市大内
- TEL：090-6848-6707
- E-MAIL：hozo6848tamu@mx9.kct.ne.jp
- 設立年：1999年 ●メンバー数：25名